

山陽小野田市お試し滞在利用補助金交付要綱

令和4年12月1日制定

令和5年8月22日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住者を増やすことを目的として、移住検討者が移住に向けて市内で活動するための滞中に要した費用の一部に対し、山陽小野田市お試し滞在利用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、お試し滞中とは、本市への移住を検討するに当たり、市内で宿泊するとともに、その宿泊の前後において次の各号に掲げる活動のいずれか又は複数を行う滞中とする。

- (1) 住居又は仕事を探す活動
- (2) 地域住民との交流活動
- (3) 買い物、交通、学校、病院等の生活環境を確認する活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市外に居住し、本市への移住を検討している者及びその者と生計を一にする世帯員
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者

(交付要件)

第4条 申請者は、お試し滞中で行おうとする活動について、事前に移住支援員の面談を受けるとともに、実施した活動について、お試し滞中実施報告書（様式第1号）を作成しなければならない。

(補助金の交付対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、申請者がお試し滞在を行うため、別表に定める宿泊施設等での宿泊に要する費用（以下「宿泊費」という。）とする。

2 宿泊費は、素泊まりの宿泊料金とし、食事料金、サービス料、その他使用料等は対象としない。

3 キャンプ場に係る宿泊費は、サイト利用料、施設・備品等の使用料とし、申請者が購入したものは対象としない。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、申請者1人当たり1泊7,000円とする。ただし、宿泊費が1泊7,000円未満の場合は、当該宿泊費を上限とする。

2 同一年度内における同一申請者に対する補助金の交付については、4泊を限度とする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、山陽小野田市お試し滞在利用補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の居住地を証する書類（免許証の写し、住民票の写し等）

(2) 宿泊施設等での宿泊費の支払いが確認できる書類（領収書の写し等）

(3) お試し滞在実施報告書（様式第1号）

2 交付の申請は、複数の申請者が生計を一つにする者の場合は、一人が代表して行うことができる。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付及び補助金の額を決定し、その旨を山陽小野田市お試し滞在利用補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの山陽小野田市お試し滞在利用補助金請求書（様式第4号）の提出による請求に基づき行うものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還命令)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、山陽小野田市お試し滞在利用補助金返還請求書(様式第5号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する補助金の交付対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。

別表（第5条関係）

宿泊施設名	所在地
井上汐湯旅館	山陽小野田市大字津布田500番地3
厚狭ステーションホテル	山陽小野田市大字厚狭20-6
エクストールイン山陽小野田厚狭駅前	山陽小野田市厚狭一丁目36番4
江汐公園キャンプ場	山陽小野田市大字高畑字山根401-1
小野田オリエンタルホテル	山陽小野田市日の出三丁目14番27号
セントラルホテル	山陽小野田市千代町一丁目8番26号
鉄橋荘	山陽小野田市中川二丁目5-1
ナチュラルグリーンパークホテル	山陽小野田市千崎東128番地
二反田旅館	山陽小野田市厚狭一丁目15号
パーク．イン山陽小野田	山陽小野田市日の出二丁目7-10
村上旅館	山陽小野田市大字津布田498-3
竜王山公園オートキャンプ場	山陽小野田市大字小野田字梶ヶ迫841
ライダーハウス山陽（やまのひ）	山陽小野田市大字有帆1003
Café サンライズ&民泊サンセット	山陽小野田市日の出四丁目17-1

様式第1号（第4条、第7条関係）

年 月 日

お試し滞在実施報告書

1 宿泊施設名 []

2 申請者

氏名	続柄	備考
	本人	

3 実施期間

年 月 日()から 年 月 日()まで

4 実施の内容

5 証明（※移住支援員が記入）

上記の内容について、移住相談、説明・案内等を行ったことを証明します。

移住支援員 氏名

6 滞在を終えての感想

年 月 日

山陽小野田市長宛

住 所
氏 名
連絡先

山陽小野田市お試し滞在利用補助金交付申請書

下記のとおり山陽小野田市お試し滞在利用補助金の交付を受けたいので、山陽小野田市お試し滞在利用補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 お試し滞在活动内容（該当するもの全てにチェックをしてください）

- 住居又は仕事を探す活動
- 地域住民との交流活動
- 買い物、交通、学校、病院等の生活環境を確認する活動
- その他

()

2 宿泊施設名

()

3 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 交付申請額の算定基礎

氏 名	続柄	金 額（円）
	本人	
合計額		

5 交付申請額 _____ 円（上限額 7,000 円／名）

添付書類

- 1 申請者（全員分）の居住地を証する書類
- 2 宿泊施設等での宿泊費の支払いが確認できる書類
- 3 お試し滞在実施報告書（様式第1号）

年 月 日

山陽小野田市長宛

住 所
氏 名

山陽小野田市お試し滞在利用補助金請求書

年 月 日付け第 号により交付決定の通知がありました。山陽小野田市お試し滞在利用補助金について、山陽小野田市お試し滞在利用補助金交付要綱第9条の規定により、補助金を請求します。

記

請求金額 金 _____ 円也

振込口座

金融機関名	銀行・信金・農協・信組
支店名	支店・支所・出張所
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※申請者の名義と振込先の名義が異なる場合は、委任状を併せて提出願います。